

池田町住宅用太陽光発電導入支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、池田町の環境保全と地球温暖化の防止のため、住宅用太陽光発電システムを導入する者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、住宅用太陽光発電システムとは、住宅又は店舗等を兼用する住宅（以下「住宅等」という。）に設置する、太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、エネルギーとして供給するための装置をいう。

(補助金の対象)

第3条 補助対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 未使用のもの（新品のものに限る。）
- (2) 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電力受給契約を締結するもの
- (3) 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されているものであるもの。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人（補助事業実績報告書提出時までには町内に住所を有する予定の者を含む。）
- (2) 自己、同居の者又は2親等以内の親族（町内に住所を有する者に限る。）が所有し、自ら居住する住宅等に発電システムを設置する者。ただし、住宅等の所有者以外の者が対象システムを設置する場合は、当該住宅等の所有者の承諾を得るものとする。
- (3) 町税及び町債務を滞納していない者。
- (4) 町内に住所を有する事業者により住宅用太陽光発電システムの設置を行う者であること。
- (5) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、次に掲げる部品の設置に要する費用とする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) 接続箱
- (4) 直流側開閉器
- (5) インバータ
- (6) 保護装置
- (7) 発生電力量計

- (8) 余剰電力販売用電力量計
- (9) 配線及び配線器具
- (10) その他対象システムの設置に必要な工事に係る経費

(補助金の交付額等)

第6条 町が交付する補助金の額は、発電システムの最大出力値1キロワット当たり50,000円で計算した額とする。ただし、150,000円を限度とする。

- 2 最大出力値に1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下第3位を四捨五入するものとする。
- 3 補助金額の算出額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付申請及び決定については、池田町補助金等交付規則（平成2年池田町規則第34号。以下「補助金等交付規則」という。）による。

2 補助金の交付申請をしようとする者（以下、「申請者」という。）は、補助金等交付規則第6条に規定する交付申請書に、次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 住宅等の所有者以外の者が対象システムを設置する場合は、住宅用太陽光発電システム設置承諾書(別記様式第5号)
- (3) 現に町内に住所を有する者にあつては、個人情報調査承諾書(別記様式第2号)、その他のものにあつては、現に住所を有する市町村が発行する納税証明書。
- (4) 太陽光発電システム設置に係る図面(太陽電池モジュールの面積、設置角度及び設置方向、設置箇所、架台の高さがわかるもの)
- (5) 対象システム設置に係る工事請負契約書等の写し(第5条各号の経費の内訳が記載してあるもの)
- (6) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項による交付申請書を受理したときは、補助金等交付規則第7条の規程に基づきその内容を審査し、その結果、交付しないと決定した場合は、補助金不交付通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

4 対象システムの工事着工は、補助金等交付規則第7条の規定に基づく交付決定後でなければならない。

5 補助金等交付規則第10条に規定する実績報告書は、当該年度の3月31日までに提出しなければならない。なお、実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書(別記様式第4号)
- (2) 対象システムの設置状況を撮影した写真
- (3) 対象システムの電力会社との電力受給契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(現地調査等の実施)

第8条 町長は、第7条に規定する交付申請書及び実績報告書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申請者はこの現地調査等に協力しなければならない。

(協力)

第9条 町長は申請者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 太陽光発電に関するアンケート
- (2) その他町長が協力依頼する事項

(書類の保管)

第10条 この事業に関する書類は事業完了後5年間保存するものとする。

(補助期間)

第11条 補助を行う期間は、令和4年度から令和6年度までとする。

(その他)

第12条 その他の事項については、補助金等交付規則及び池田町補助金等交付基準に基づき処理するほか、この補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。